

金融・保険市場におけるトピックス

【欧州・規制動向】

ODORAに基づく初の重大 ICT インシデント年次報告書の公表

欧州銀行監督機構（European Banking Authority：EBA）、欧州保険・企業年金監督機構（European Insurance and Occupational Pension Authority：EIOPA）、および欧州証券市場監督機構（European Securities and Markets Authority：ESMA）の3つの欧州監督機構（以下：ESAs）は2026年6月、EU金融セクターにおける重大なICT関連インシデント（以下「インシデント」）^{（注1）}に関する初の年次報告書^{（注2）}を公表した。本報告書は、デジタルオペレーショナルレジリエンス法（以下：DORA）^{（注3）}の規定に基づき作成されたものである。2025年1月に施行されたDORAは、主要な規定分野の1つとして、金融機関に対してインシデントの管理、分類、および報告に関する一貫した要件を導入し、共通の基準に基づくインシデント報告を求めており、ESAsは報告されたインシデントについて年次報告書を作成することが義務付けられている。

報告期間中^{（注4）}にEUのすべての金融セクターで報告されたインシデントは、合計3,383件であった。報告されたインシデントの原因は、システム障害（51%）と組織外の事故（27%）が主であり、サイバーセキュリティ関連のインシデントは全体の10%にとどまった。また、インシデントの発生元の約3分の1（29%）はICT関連の外部委託先およびサービス事業者となっている。この結果について同報告書では、既存のセキュリティ対策が概ね有効に機能していると評価する一方で、外部委託先およびサービス事業者のリスク管理を強化する必要があると指摘している。

セクター別のインシデントの発生割合を見ると、全体の60%以上が銀行（Credit）セクター、16%が決済セクターに集中しており、保険セクターにおけるインシデントの発生件数は限定的であった。しかしながら、100万人以上の顧客に影響を与えた一部の大規模インシデントの中に、保険セクターで発生したものが含まれている。また、サイバーセキュリティ関連インシデントの要因を細分化した調査結果では、「ランサムウェア攻撃」が特に保険セクターを標的にする傾向があることが示された。同報告書では、これは保険会社が大量のセンシティブな健康データおよび財務データを保持していることが要因であると分析している。

ESAsは2026年も継続してインシデントのモニタリング・分析を実施する。同年中にはESAsへの報告用に新たなツールが導入される予定であり、これにより報告におけるデータの品質と処理プロセスの効率が大幅に向上すると見込まれている。

（注1）DORAでは「重大なICT関連インシデント」を「金融機関の重要または不可欠な機能を支援するネットワークおよび情報システムに対して強い悪影響を及ぼすICT関連インシデント」と定義している。

ト」と定義している。

(注2) ESAs, “2025 Report on major ICT-related incidents” (2026.6)

(注3) 正式名称は「Regulation (EU) 2022/2554 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on digital operational resilience for the financial sector and amending Regulations (EC) No 1060/2009, (EU) No 648/2012, (EU) No 600/2014, (EU) No 909/2014 and (EU) 2016/1011」である。

(注4) 第1回報告書では、DORA が施行された 2025 年 1 月 17 日以降に発生し、報告締切日である 2026 年 2 月 5 日までに報告された 2025 年のインシデントを集計している。

【イギリス・市場動向】

○ゴーストブローカー被害に遭わないよう、FCA が警告発出

2026 年 5 月から 6 月にかけて、イギリスでは相次いで自動車保険のゴーストブローカーに関する調査結果が公表された。ゴーストブローカーとは、正規の保険販売事業者を装って著しく安い保険料を提示して勧誘する無登録の保険仲介者である^(注1)。これらの契約は完全に偽造されたものであるか、保険料を下げるために偽の条件で加入したものの、または加入後すぐに解約されるため、契約者は意図せず無保険状態となり、罰金や車両の押収などの刑事処分を受ける可能性がある。

2026 年 5 月、イギリスの保険監督当局である金融行為規制機構（Financial Conduct Authority：以下「FCA」）は、若年層の運転者に対して、ゴーストブローカーが販売する偽の保険に注意するよう警告を発した^(注2)。調査会社が 2026 年 4 月下旬から同年 5 月初旬に実施した、イギリスの 17 歳から 25 歳の運転者 1,000 人を対象とする調査によると、調査対象者の 49%が SNS やメッセージアプリを通じて保険を契約していることが判明した。また、回答者のほぼ半数である 45%は、SNS を通じて契約した商品やサービスを概ね信頼していると回答し、39%が偽の保険契約を見抜く自信がないとしている。同調査結果を受け、FCA は数千人が実際には存在しない保険に対して保険料を支払っている可能性があるとして指摘した。

同年 6 月には、北アイルランドの消費者向けに価格比較ウェブサイトを運営する CompareNI がゴーストブローカーに対する消費者の意識調査の結果を公表した。調査対象の自動車運転者のうち 49%がゴーストブローカーによって販売された自動車保険を識別できないと回答しており、特に金銭的に余裕がない若年層がゴーストブローカーの標的になっているとされている^(注3)。

また、イギリスの大手保険会社であるアビバが 2025 年 11 月に公表した調査結果によると、若年層運転者に対するゴーストブローカー事件は、2023 年以降 22%増加しており^(注4)、保険詐欺対策局（Insurance Fraud Bureau：以下「IFB」）も同様に、2022 年から 2024 年の 2 年間にゴーストブローカーによる事件数が 50%増加したことを 2025 年 5 月に公表している^(注5)。ゴーストブローカーによる被害に遭わないためには、FCA

の登録簿での保険ブローカーの登録状況の確認や、保険会社への補償内容の確認、暗号資産などの疑わしい支払方法の回避、支払記録の保存などでの対策が必要であるとされる^(注6)。

(注1) ゴーストブローカーによる保険詐欺をはじめとする、イギリスにおける自動車保険詐欺については、牛窪賢一「イギリスにおける保険詐欺の実態と保険業界等の対応ー自動車保険を中心としてー」損保総研レポート第147号（損害保険事業総合研究所、2024.6）を参照願う。

(注2) FCA, “Young drivers warned about fake insurance sold on social media” (2026.5)

(注3) Chris Brayford, “NI motorists struggle to identify fake car insurance policies” (Insurance Post, 2026.6)

(注4) Aviva, “Ghost broking surges 22% in two years: Aviva urges crackdown to protect young drivers” (2025.11)

(注5) IFB, “Don't get it ghosted! New drivers warned of rise in fake car insurance deals on social media” (2025.5)

(注6) Sue Brown, “Why tackling ghost broking will require a balanced approach” (Insurance Post, 2026.6)

【米国・規制動向】

○カリフォルニア州における住宅火災保険の保険金支払・契約更改に関する法案の審議

カリフォルニア州上院において、住宅火災保険の保険金支払手続きおよび契約更改手続きに関して消費者保護を強化する3つの法案（SB877、SB878、およびSB1301）が、2026年5月に可決され、下院での審議に付された^(注1)。

当該法案の概要は図表のとおりである。SB877は、住宅火災保険の保険金の算定における透明性を確保し、SB878は、保険会社による保険金の支払いを不必要に遅らせた場合に罰則を科すものである^(注2)。また、SB1301は、保険会社が保険契約の更改を拒否する場合などの通知期限を延長し、保険契約の更改拒否の理由を開示することなどを義務付けている。

本法案は、カリフォルニア州で2025年1月に発生した大規模な森林火災^(注3)の被災者の経験を踏まえたものである。2026年6月に開催された下院保険委員会の公聴会では、被災者からの保険金請求において、損害見積りから大幅に減額^(注4)された事例が挙げられ、また、多くの被災者が保険会社の疑わしい行為によって、理由なく補償を阻まれてきたと説明されている。

また、消費者団体である Consumer Watchdog は、当該森林火災で損害を受けた保険契約者の70%が、保険金の支払遅延や金額不足により復旧が遅れていると述べている。

(注1) Steve Hallo, “California Senate Passes Home Insurance Claims, Renewal Bills” (AM Best, 2026.5)

(注2) Will Anderson, “Two bills to get fire survivors the insurance they paid for passes California State Assembly Insurance Committee” (Action News Now, 2026.6)

(注3) 1月7日の火災発生から1月31日までに、1万8,000棟以上の建物が損壊し、避難者の数は20万人を超えたとされる (Firas Saleh, “One year after the 2025 Los Angeles fires: What has changed, what have we learned, and what actions must still happen?” (UNDRR, 2026.1))。

(注4) 中には10万ドルもの減額の例もあったとされる。

図表 住宅火災保険の手続きの透明化に関する3法案の概要（抜粋）

法案	概要
SB877	○保険金請求関連書類の定義を変更し、損害額、補償対象となる被害、および修理費用に関連するすべての評価・測定・損害額算定の計算を、暫定的か最終的であるかに関わらず、保険金請求関連書類に含めるものとする。
SB878	○被保険建物が全損の場合、保険会社は、全損の判定日から30日以内に、被保険建物等の時価額 (actual cash value) を支払うことが求められる。 ○上記支払いののち、損害に関する適切な証拠、および支払金額の決定に合理的に十分な文書を受領したあとで、保険会社は、被保険建物等の再調達費用のうち異議のない金額を、補償限度額を上限として、特定の事象の発生 ^(注1) から30日以内に支払わなければならない。 ○指定された30日以内に支払いが行われない場合には、利息が発生する。
SB1301	○保険契約満了日の少なくとも90日前までに、被保険者に対し、更改の申し出、更改拒否、あるいは条件付き更改通知 ^(注2) のいずれかを送付することを義務付ける。通知には、指定された情報 ^(注3) を記載することを義務付ける。 ○保険契約が引受基準を満たしておらず、それが被保険者により是正可能と判断される場合には、保険会社は、保険契約満了日の少なくとも120日前に、是正措置、追加情報などを含む通知を、被保険者に送付することを義務付ける。 ○保険契約の更改拒否、補償限度額の減額や補償範囲の縮小を課す保険会社は、被保険者に対し、その理由を詳細に平易な言葉で説明するなど、特定の情報 ^(注3) を提供することを義務付ける。

(注1) 被保険者が、免許を受けた請負業者と、被保険建物を再建するための有効で正式な契約を締結した日などである。

(注2) 補償限度額の減額または補償範囲の縮小を伴う更改である。

(注3) 更改拒否、補償限度額の減額、または補償範囲の縮小に関する情報を含む。

(出典：SB877法案、SB878法案、およびSB1301法案をもとに当研究所にて作成)

【米国・自然災害】

〇2026年6月の対流性暴風雨 (SCS) による損害と影響

米国およびカナダでは、ロッキー山脈から北東部の地域を中心に2026年6月前半に連日のように対流性暴風雨 (severe convective storm：以下「SCS」)^(注1)が発生した。その結果、多くの地域で被害が生じ、保険業界全体の推定損害額が数十億ドルを上回る見込みであるとの報告がされている^(注2)。特に6月9日から11日の間に米国中西部か

らカナダ南部にかけて発生した複数の SCS による損害が大きく、各州の都市が竜巻、雹や洪水等の被害に見舞われた^(注3)。

こうした状況の中、大手保険会社のステートファームは、6 月 15 日までに風災による損害を中心とした保険金請求を 1 万 2,000 件以上受け付け、移動式の保険金請求窓口を設置するなど、現地でのサポート体制を強化する取組みを行っている。また、American Family Insurance も、イリノイ州の顧客を中心に 3,500 件以上の保険金請求を受け付けている^(注4)。

今回の一連の災害を踏まえると、2026 年上期の SCS による損害額は 220 億ドルを超える見込みとなる。過去 5 年間および 10 年間の上半期平均^(注5)を下回る水準ではあるものの、SCS は近年、頻繁に巨額の保険損害を引き起こす要因としてハリケーンを上回っている。こうした気象災害の頻発化・激甚化を背景に、米国の住宅保険の料率は上昇を続けており、2026 年はさらに 4%の上昇が見込まれている。なお、2021 年からの保険料の累計上昇率は一般のインフレ率の約 3 倍となっており、気象リスクの高まりが顧客のコスト負担を押し上げる要因となっている^(注6)。

(注1) SCS とは、大気の状態が不安定になることで発生する嵐で、竜巻、雹、突風、洪水等の自然災害を複合的に発生させる可能性のある事象をいう (Swiss Re ウェブサイト)。

(注2) Kane Wells, “Mid-single-digit billion US storm losses put June outbreak among industry’s costliest periods in 2026: Gallagher Re” (Reinsurance News, 2026.6)

(注3) Renee Kiriluk-Hill, “Aon Estimates Billions in Losses as Severe June Storms Leave Mark on US, Canada” (AM Best, 2026.6)

(注4) Renee Kiriluk-Hill, “Two Top Carriers Take in More Than 15,000 Claims Across Midwest From Early June Storms” (AM Best, 2026.6)

(注5) 前掲(注2)によると、過去 5 年平均の損害額は 380 億ドル、過去 10 年平均の損害額は 300 億ドルとなっている。

(注6) Geneva Insurance Group, “June Storm Outbreak Costs Insurers Billions as U.S. Hail and Tornado Season Intensifies” (2026.6)

【アジア・規制動向】

○シンガポール金融管理局 (MAS)、代替的リスク移転を促す新たな制度を提案

シンガポール金融管理局 (Monetary Authority of Singapore : 以下「MAS」) は 2026 年 7 月、新たな法人形態として、Protected Cell Company (以下「PCC」) の法制度創設に関する市中協議文書を公表した^(注1)。代替的リスク移転 (Alternative Risk Transfer : 以下「ART」) ソリューションの成長を支援し、リスクマネジメントハブとしてのシンガポールの役割を高めることを目的としている。

制度提案の背景には、アジアにおける大きなプロテクションギャップとリスクの複雑

化がある。MAS は、2025 年のアジアの自然災害による経済損失が約 650 億ドルに上り、その 90%超が無保険であったと指摘している。また、企業は伝統的な保険のキャパシティを補完することや、リスクファイナンスとリスク保有について、より高いコントロールと柔軟性を維持することを求めているとしている。

PCC は、単一の法人の中に中央の「Core」と複数の独立した「Cell」を置く構造である。各 Cell の資産・負債は、他の Cell および Core から法的に分離される。これにより、複数の保険ソリューションを 1 つの PCC 内で独立して管理しつつ、Core がガバナンスと監督を集中して担うことができる。MAS は、現行制度ではリスクプログラムごとに特別目的子会社（以下「SPV」）等の個別法人を設立して資本・資産・負債を管理する必要があり、この労力とコストが ART 活用の障壁になっているとしている。

MAS が想定する PCC の当面の主な用途は、キャプティブ、保険リンク証券（ILS）、ソブリンリスクプールの 3 つである。

キャプティブでは、企業が共通の Core の下で複数の自家保険プログラムを別 Cell として管理できるほか、サービスプロバイダーの共有キャプティブファシリティ内の Cell を利用するレンタキャプティブ型^(注2)の活用も想定される。これにより、より規模の小さな企業によるキャプティブ活用が容易となるとしている。

ILS については、保険会社が取引ごとに新たな SPV を設立することなく、PCC 内の個別 Cell を通じて資本市場から追加のリスク負担能力（サイドカーや担保付再保険など^(注3)）を調達できるようになる。MAS は、これにより実行スピードの向上、発行コストの低減、小規模もしくは個別性の高い取引の実現可能性の向上を見込んでいる。

ソブリンリスクプールについては、災害リスクファイナンスなど、複数国・複数参加者にまたがるリスクを共同で管理する保険ファシリティへの応用が想定されている。単一構造内で異なるリスクを分離できるため、多様なポートフォリオを柔軟に管理できるとしている。

本制度に対し、エーオンのキャプティブ担当地域ディレクターは、この枠組みは企業、保険会社、再保険会社、資本提供者間の連携を促進する可能性があり、同時にアジアにおける革新的なリスクおよび資本管理ソリューションの拠点としてのシンガポールの役割を強化すると述べ、特に、より費用対効果の高いキャプティブソリューションを求める中小企業、独自にキャプティブを運営する前に段階的なステップを踏みたいと考える大企業、そしてより効率的な構造を求める ILS スポンサーなどから需要が生まれる可能性が高いとの見解を示している^(注4)。また、東南アジア災害リスク保険ファシリティ（SEADRIF）の CEO は、国家リスクプールの運営において、リスクアペタイトや資金源、リスクプール設立の理由の違いにより、カスタムメイドの法人が必要であったところ、PCC により 1 つの法人で対応が可能になる点を評価している^(注5)。

（注1）MAS, “MAS Consults on Protected Cell Company Framework to Support Growth of

Alternative Risk Transfer Solutions in Insurance” (2026.7)

(注2) レンタキャプティブ型とは、企業がフィーを支払ってキャプティブ内に設けられた PCC の Cell のオーナーとなり、自社の保険活動のために使用する仕組みをいう。

(注3) サイドカーとは、再保険会社のポートフォリオの一定割合に関する収益とリスクを投資家と分担する仕組みをいい、担保付再保険とは、保険契約の支払上限に相当する資金を投資家が事前に拠出し、100%の担保設定をおこなう仕組みをいう。

(注4) Mary Kwang, “Singapore's upcoming Protected Cell framework will drive alternative risk transfer” (Asia Insurance Review, 2026.7)

(注5) Mary Kwang, “Singapore proposes PCC framework to unlock solutions for public sector risks” (Asia Insurance Review, 2026.7)

【オセアニア・市場動向】

○オーストラリア・ニュージーランドにおける「強靱な保険市場イニシアチブ」の発足

オーストラリア保険協会（以下「ICA」）とニュージーランド保険協会（以下「ICNZ」）は 2026 年 6 月、提言の調整、専門知識の共有および地域社会の強靱化を目的とした覚書に署名し、「強靱な保険市場イニシアチブ（Resilient Insurance Markets Initiative）」を発足させた^(注1)。

両国とも近年、自然災害が相次いでいる。オーストラリアでは、2025 年 12 月末から東部・北部を中心に豪雨・洪水による被害が相次ぎ、ICA が重大事象宣言を発出した^(注2)。ニュージーランドでは、2023 年の北島豪雨災害を契機とする「緊急事態管理法第 2 号」の立法化が進められる中^(注3)、2026 年 1 月以降、北島で豪雨・洪水・土砂崩れが相次いだ^(注4)。

こうした状況のもと ICA と ICNZ は、両国がともに自然災害による 1 人あたり損失額が世界的でも高い水準にあり、その損失額は増加し続けていると述べたうえで、気候変動、サイバーリスク、地政学的不安定性、サプライチェーンの混乱、AI の急速な進歩等により両国の家計・企業・政府が直面するリスクが複雑化しているとしている。そのうえで、リスク低減と地域社会の強靱化、保険市場の持続可能性を確保するためには、両国保険業界による連携強化が必要であるとして、今回のイニシアチブの合意に至った。イニシアチブで取り上げている 3 つの優先課題は、図表のとおりである。

(注1) ICA & ICNZ, “Trans-Tasman insurance bodies join forces as disaster costs climb” (2026.6)

(注2) Service Australia, “North Queensland Rainfall and Flooding, December 2025 to February 2026” (Australian Government, 2026.3)、ICA ウェブサイトによる。

(注3) Alexa Cook, “Government to overhaul emergency management system” (2024.10)、National Emergency Management Agency ウェブサイトによる。

(注4) Roxanne Libatique, “NHC logs surge of early-2026 natural hazard claims” (Insurance Business, 2026.4)

図表 強靱な保険市場イニシアチブにおける3つの優先課題

優先課題	協調活動の具体的内容
公的・民間部門による リスク低減策の知見共有	両国における自然災害保険パートナーシップを含め、両国の保険業界と政府との連携のもとで実施されている効果的な官民リスク低減策に関する知見を共有する。
コミュニティのレジリエンス向上 を促進するための提言の調整	両団体による提言活動を調整し、地域社会、企業および経済の強靱化に向けた効果的な取組みを推進する。
法域横断での 規制枠組みの整合支援	生産性の向上や消費者保護、地域経済の強化につながる分野において、法規制の合理化や調和を支援する。

(出典：ICA & ICNZ, “Resilient Insurance Markets Initiative Memorandum of Understanding (MoU)” (2026.6) をもとに当研究所にて作成)